

表 4.1-70 調査区域の指定樹木（天然記念物）

番号	指定区分	市町名	名称	樹種	指定日等
1	県	知立市	萬福寺のイブキ	ビャクシン	昭和31年5月18日
2			知立松並木	クロマツ	令和5年8月4日
3		安城市	永安寺の雲竜の松	クロマツ	昭和60年11月25日
4		常滑市	常滑市大野町のイブキ	ビャクシン	昭和53年8月4日
5	市指定	東海市	つぶらじい	ツブラジイ	昭和43年6月30日
6			大クスノキ	クスノキ	昭和43年6月30日
7		常滑市	防風林	クロマツ	昭和46年9月21日
8			大野町のイブキ（北）※	ビャクシン	平成14年3月29日
9			大野町のイチョウ※	イチョウ	平成14年3月29日
10		半田市	常福院のソテツ	ソテツ	昭和53年4月1日
11		知多市	マメナシ（イヌナシ）	イヌナシ	昭和53年3月7日
12			佐布里梅	ソウリウメ	令和元年10月10日
13		知立市	総持寺跡大イチョウ	イチョウ	昭和40年1月1日
14			大ソテツ	ソテツ	昭和44年4月1日
15			イタビカヅラ	イタビカヅラ	昭和44年4月1日
16			トネリコ	トネリコ	昭和57年6月10日
17		安城市	東海道のマツ並木	クロマツ	昭和45年3月16日
18			桜井神社のクロマツ	クロマツ	昭和49年2月13日
19			明法寺のイブキ	ビャクシン	昭和50年3月13日
20			西蓮寺のイチョウ	イチョウ	昭和49年2月13日
21			堀内の大イチョウ	イチョウ	昭和40年11月3日
22			信照寺のシイ	シイノキ※	昭和50年3月13日
23			専超寺のケヤキ	ケヤキ	昭和49年2月13日
24		刈谷市	クスノキ	クスノキ	昭和33年11月11日
25	町指定	阿久比町	宮津熱田社の楠	クスノキ	平成11年12月1日
26		東浦町	伊久智神社大楠の森	クスノキ	昭和54年3月
27			極楽寺の楠	ビャクシン	昭和54年3月
28			地藏院のイブキ	クスノキ	平成17年3月

注1) 表中（名称列）の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。

注2) 表中（樹種列）の※はスダジイ、ツブラジイなどの総称を示す。

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「愛知県指定文化財の指定について(2022年7月)」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

「知多市の文化財（令和6年3月1日現在）」(知多市HP、令和7年5月閲覧)

「常滑市 主な国県指定文化財（令和7年4月1日現在）」(常滑市HP、令和7年5月閲覧)

「阿久比町 史跡・天然記念物（令和7年3月31日現在）」(阿久比町HP、令和7年5月閲覧)

「東海市内指定文化財一覧表」(東海市HP、令和7年5月閲覧)

「半田市の文化財（令和6年4月1日現在）」(半田市HP、令和7年5月閲覧)

「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和6年2月15日現在）」(刈谷市HP、令和7年5月閲覧)

「知立市内の文化財（令和6年3月6日現在）」(知立市HP、令和7年5月閲覧)

「安城市指定文化財リスト（令和6年4月1日現在）」(安城市HP、令和7年5月閲覧)

「東浦町 町指定文化財（平成28年9月1日現在）」(東浦町HP、令和7年5月閲覧)

「統計資料「ひがしうらのすがた」令和6年度版」(東浦町HP、令和7年5月閲覧)

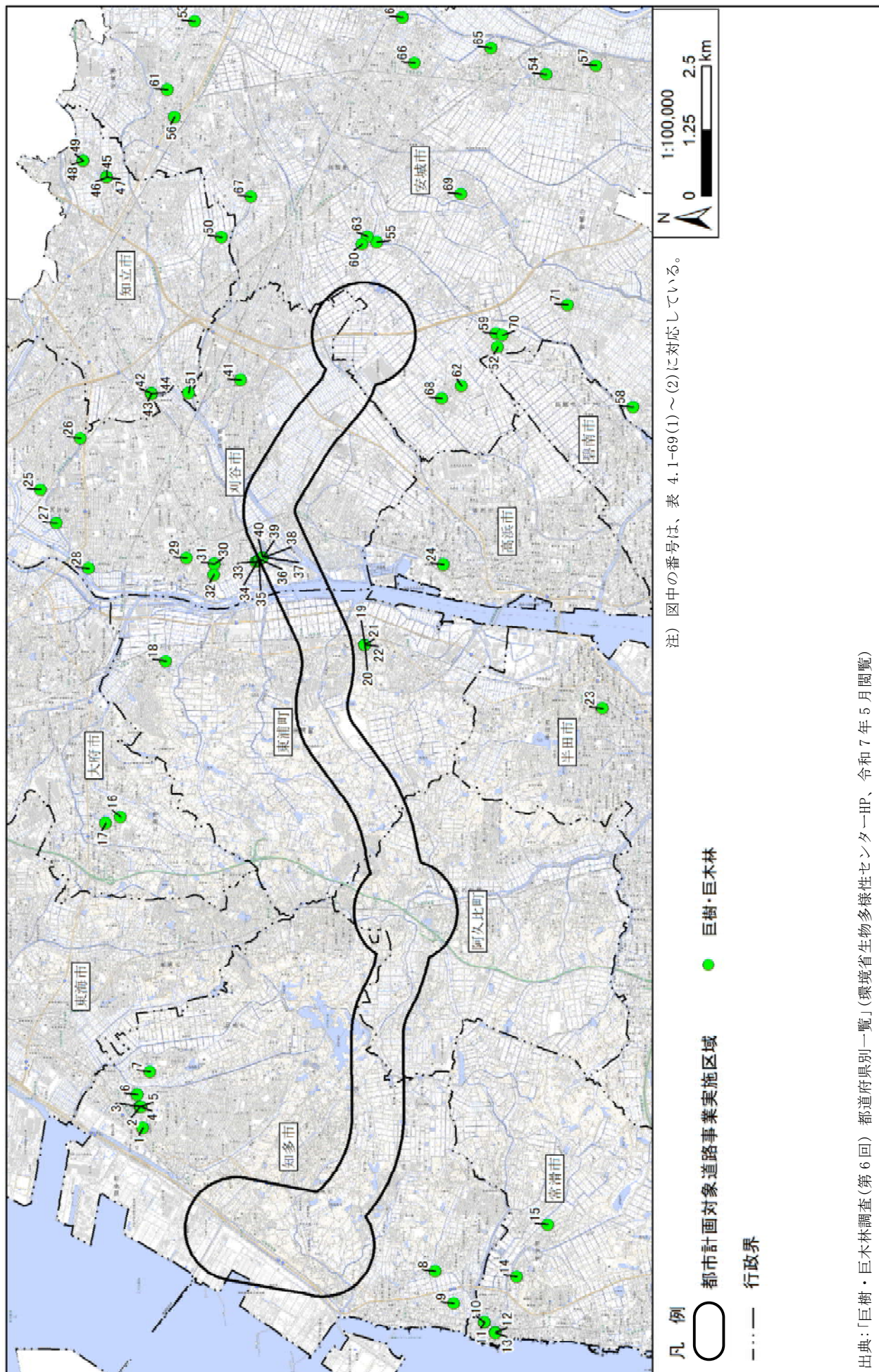


図 4.1-34 巨樹・巨木林位置図

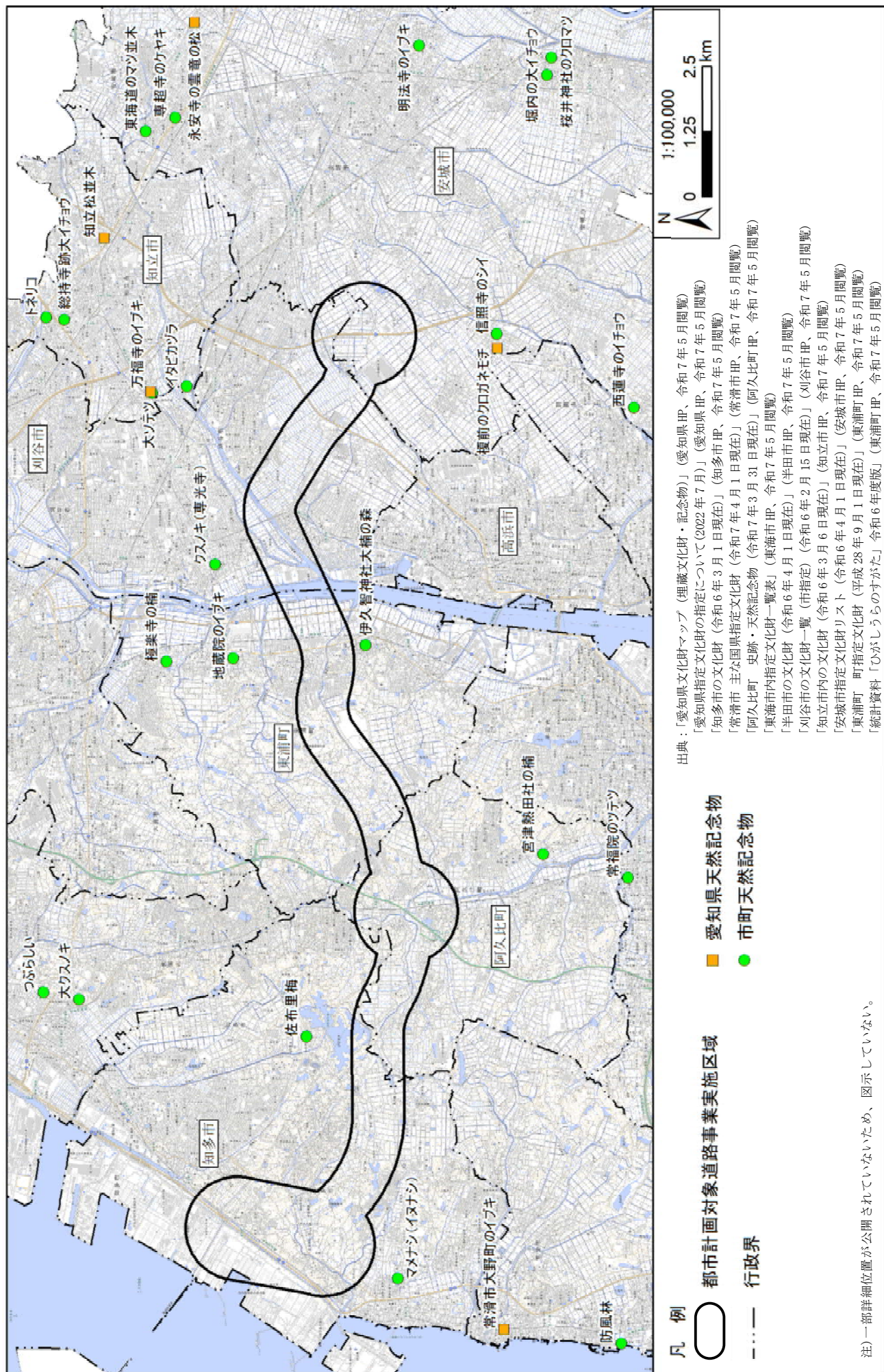


図 4.1-35 指定樹木 (天然記念物) 位置図

4) 植生の状況

植生の状況は、「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)により把握した。調査区域の現存植生の植生区分を表 4.1-71、現存植生図を図 4.1-36 に示す。

表 4.1-71 現存植生の植生区分

植生区分	番号	群落	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生	1	カナメモチーコジイ群集※	9
	2	ヤブコウジースダジイ群集	9
	3	ヤナギ高木群落 (V I)	9
	4	ヤナギ低木群落 (V I)	9
ヤブツバキクラス域代償植生	5	シイ・カシ二次林	8
	6	ケネザサーコナラ群集	7
	7	アカメガシワーカラスザンショウ群落	6
	8	ムクノキ群落	7
	9	モチツツジーアカマツ群集	7
	10	ススキ群団	5
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	11	ヨシクラス	10
	12	ツルヨシ群集	10
	13	オギ群集	10
	14	ヒルムシロクラス	10
	15	砂丘植生	10
植林地、耕作地植生	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	17	クロマツ植林	6
	18	ニセアカシア群落	3
	19	その他植林 (常緑広葉樹)	6
	20	竹林	3
	21	ゴルフ場・芝地	4
	22	牧草地	2
	23	路傍・空地雑草群落	4
	24	放棄畑雑草群落	4
	25	果樹園	3
	26	茶畑	3
	27	常緑果樹園	3
	28	畑雑草群落	2
	29	水田雑草群落	2
	30	放棄水田雑草群落	4
その他	31	市街地	1
	32	緑の多い住宅地	2
	33	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
	34	工場地帯	1
	35	造成地	1
	36	開放水域	－
	37	自然裸地	－
	38	残存・植栽樹群地	3

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。

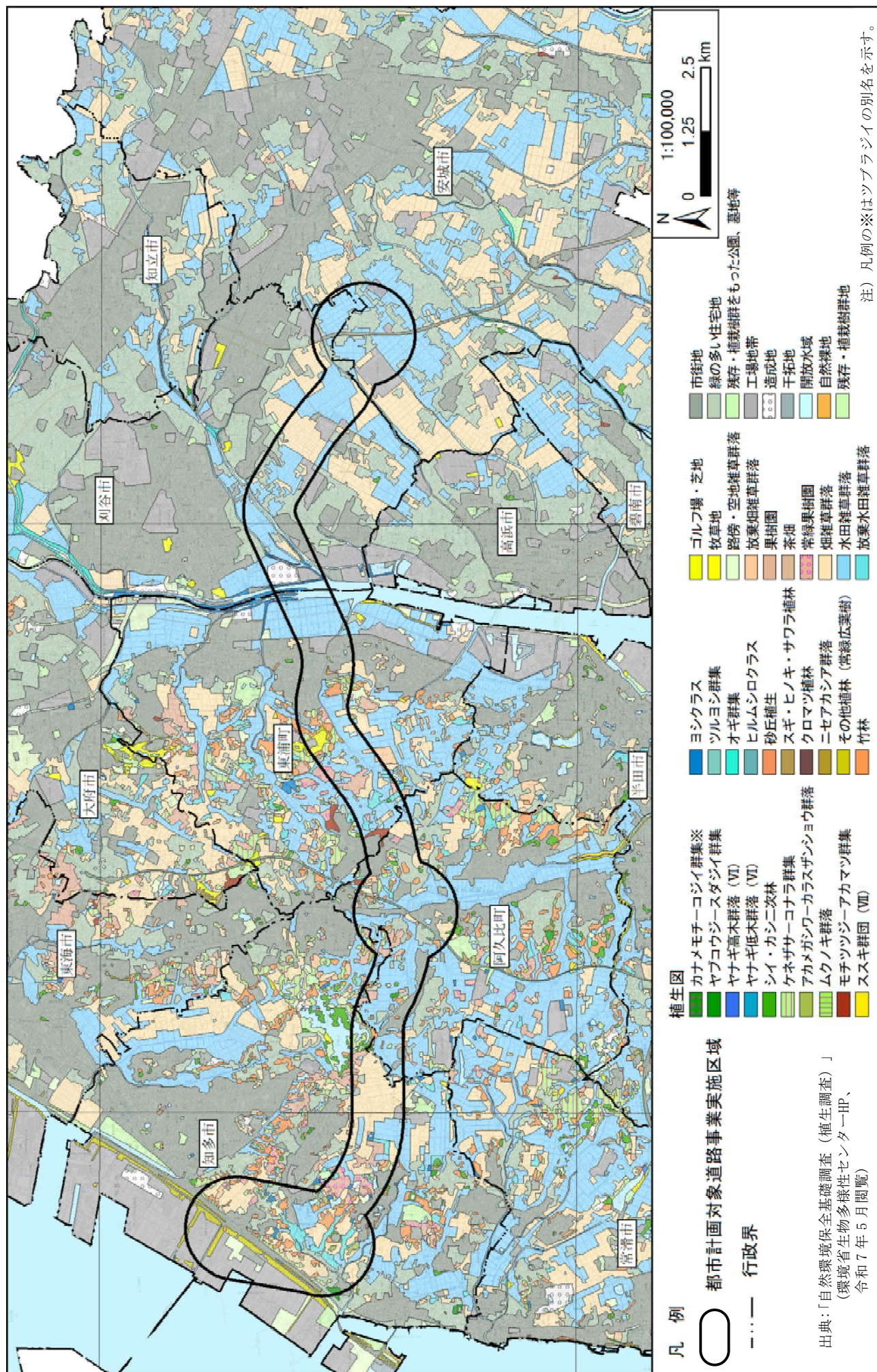


図 4.1-36 植生図

また、自然性の高い植生として、「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）で作成された植生図（図4.1-36参照）から、表4.1-72に示す区分で植生自然度9及び10に該当する植生を抽出した。植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いにより日本の植生を10の類型に区分している。

自然性の高い植生を図4.1-37に示す。

表 4.1-72 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然植生に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	外来種植林、 農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	外来種草原、農 耕地(水田・畑)	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

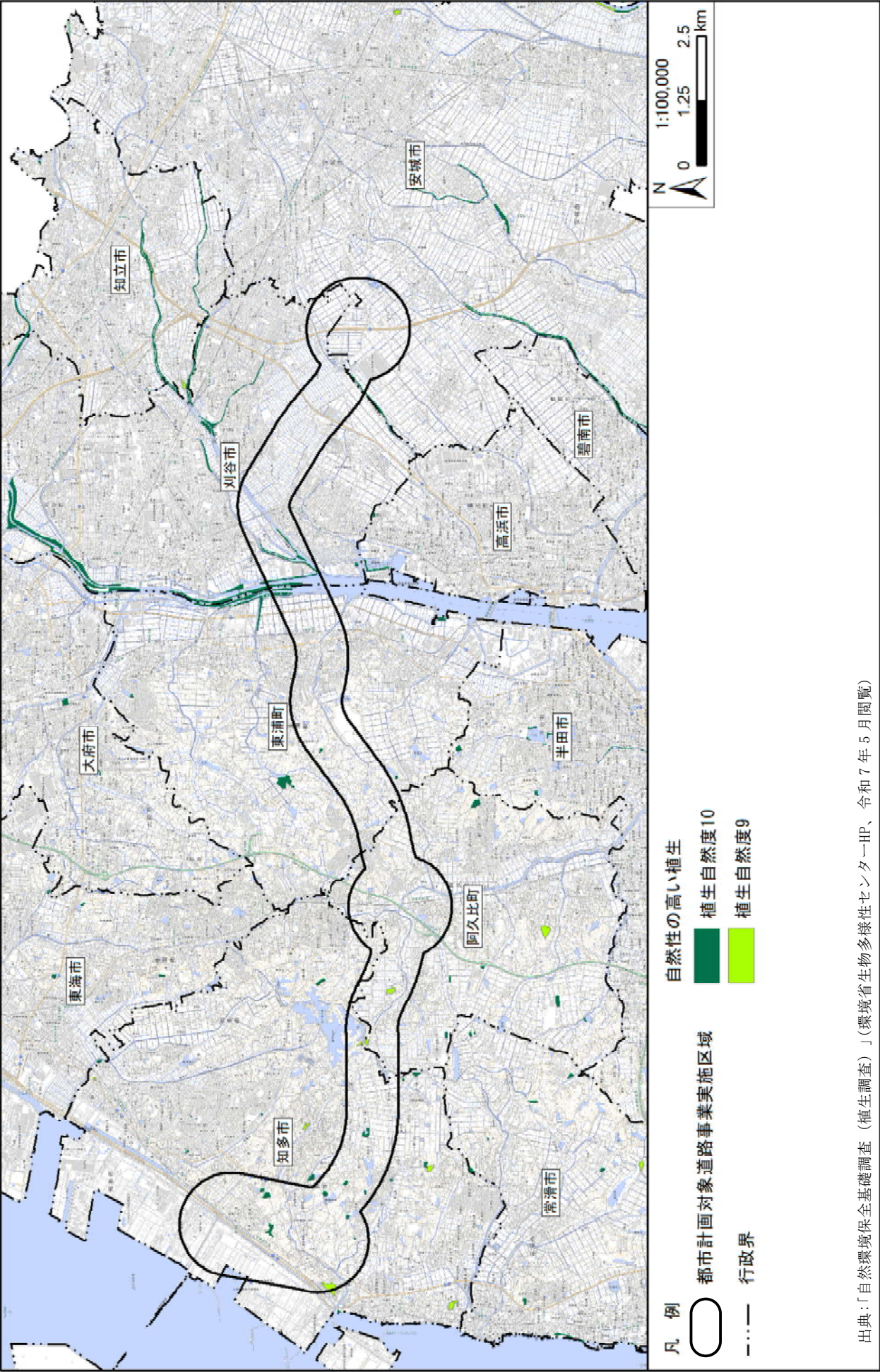


図 4.1-37 自然性の高い植生

5) 注目すべき生育地の状況

調査区域における注目すべき生育地は、表 4.1-73 に示す基準で選定した。

表 4.1-73 注目すべき生育地の選定基準

分類 番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』(昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和 30 年 愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』(昭和 52 年 半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』(平成 4 年 碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和 53 年 刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』(平成 7 年 安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和 51 年 常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』(昭和 44 年 東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』(昭和 45 年 大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』(平成 17 年 知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』(昭和 45 年 知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和 51 年 高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和 47 年 阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和 53 年 東浦町条例第 12 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県：愛知県指定 市 1：知多市指定 市 2：常滑市指定 市 3：東海市指定 市 4：大府市指定 市 5：半田市指定 市 6：高浜市指定 市 7：刈谷市指定 市 8：知立市指定 市 9：碧南市指定 市 10：安城市指定 町 1：阿久比町指定 町 2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)』(平成 4 年 法律第 75 号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行令』(平成 5 年 政令第 17 号)	生育：生育地等保護区
③	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に基づく重要度の高い 湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干 潟・砂浜・マングローブ湿地、藻 場、サンゴ 礁等の生態系のうち、 生物の生育・生息地として典型的ま たは相当の規模の面積を有している 場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息して いる場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割 合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域 (採餌場、繁殖場等)である場合
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、 令和 7 年 5 月閲覧)	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危 惧種 (CR、EN、VU) に分類された種 が生息／生育する 非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集 中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する 重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑤	『自然環境保全法』(昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域

調査区域における注目すべき生育地を表 4.1-74 及び図 4.1-38 に示す。調査区域には、南知多県立自然公園や、尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群のうち板山高根湿地が存在する。なお、南知多県立自然公園では、採取損傷制限指定植物の指定はない。

表 4.1-74 注目すべき生育地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号)
2	尾張丘陵・知多半島 地域湧水湿地群 (板山高根湿地)	阿久比町	基準 2 (希少種、固有種等が生育・生息している場合)	③ 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

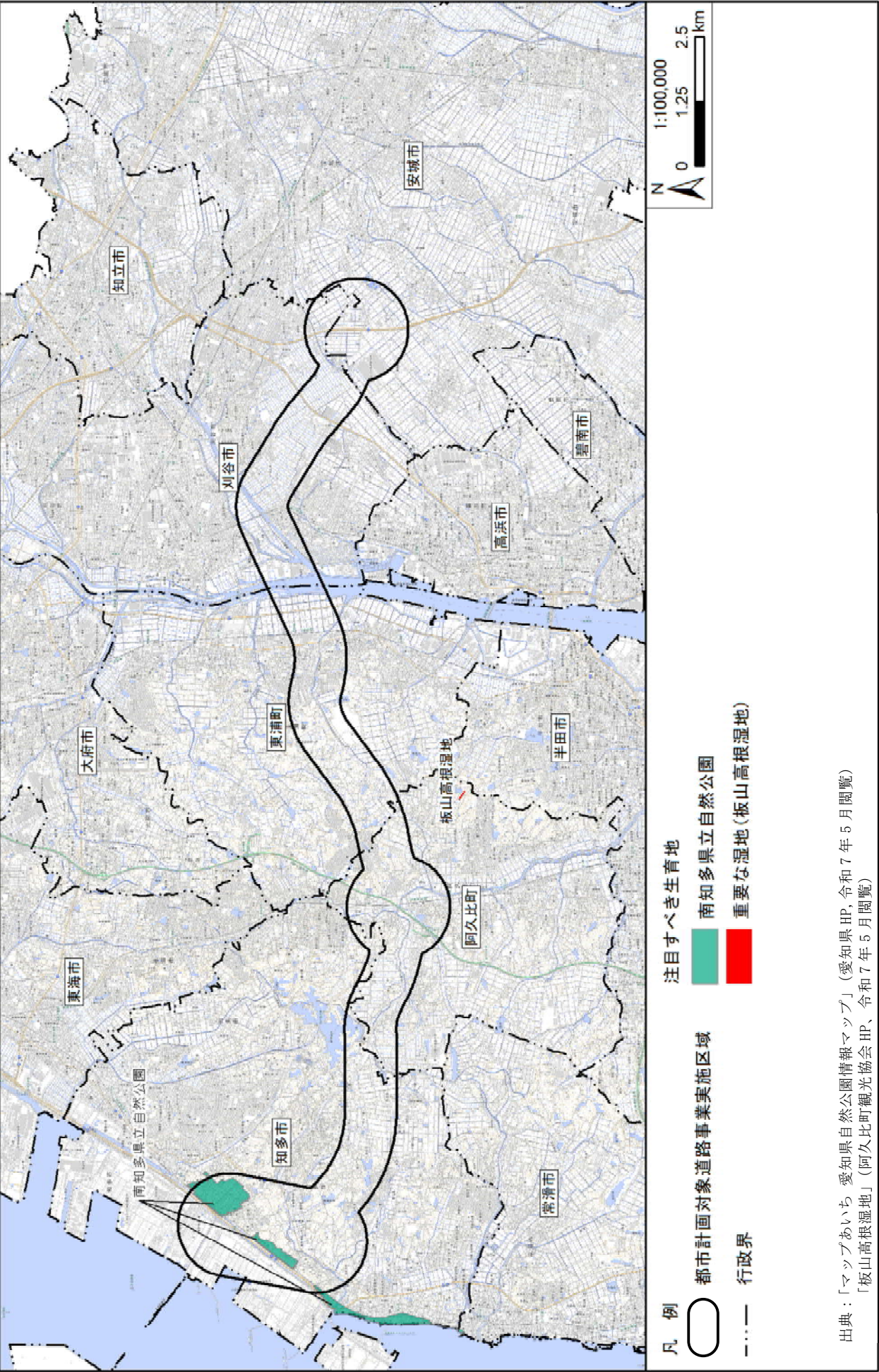


図 4.1-38 注目すべき生育地